

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年6月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2500729 号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第 2600006 号

第 1 結論

昭和 60 年*月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年*月から平成元年 3 月まで

私は、請求期間当時は大学生で、入学後の 2 年間は実家の A 町に住んでおり、その後、卒業するまでの 2 年間は B 市に住んでいた。国民年金の加入手続については母親が、A 町役場で行い、実家の裏にあった C 銀行(現在は、D 銀行) E 支店で保険料を納付するたびに私に伝えてくれていた。

年金手帳は、オレンジ色と青色の 2 冊を持っていたが、紛失してしまって手元にはない。

請求期間の保険料を納付したことが分かる資料は保管していないが、母親が請求期間の加入手続と保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号)は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、請求者の現在の年金記録では、請求期間は、国民年金に未加入とされている。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は高齢のため話を聞くことが難しいことから、請求者の当該期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、請求者の主張に沿って、母親が請求期間の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出され、当該番号に基づき国民年金の被保険者資格を取得している必要があったこととなるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライ

ン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者は請求期間において、国民年金に未加入であり、請求者に対し納付書が発行されることはなく、母親は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、請求者が、請求期間当時、住所地としていたA町及びF市並びに請求期間当時、居住していたとするB市は、いずれも請求期間に係る国民年金記録について確認できる資料の保管はない旨回答している。

あわせて、D銀行は、請求期間当時の領収済通知書等の保管はしていない旨陳述している上、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500783号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2600007号

第1 結論

昭和59年2月から平成2年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年2月から平成2年5月まで

現在、国の記録では、請求期間は未納とされているが、未納であることを初めて知ったのは、主人が亡くなり、年金の手続のため平成19年5月にA年金事務所へ訪れた時であった。その後、2回ほど記録照会を申し、調査をしてもらったが、納付した記録が見つかることはなかった。

しかしながら、私は、亡き主人から婚姻(平成4年*月*日)前に年金のことをきちんとしておくようにと言われたため、平成3年12月頃に、B市在住だったので、C社会保険事務所(当時)に赴き、会社退職以降の国民年金保険料を納付したいと年金手帳を提出して申出した。その際に受付カウンターには男性職員が一人いて、対応してくれた。

社会保険事務所で何か書類に記入した覚えはないが、当該職員は会社退職後から平成3年12月までの保険料を計算し、当該納付金額と来所日時を指定してお釣りのないよう持参することを私に指示した。その際、納付書は発行されず、口頭で金額を言われただけであった。当時は年金についてまったく知識も興味もなく、保険料が2年しか遡って納付することができないとは知らず、計算された200万円弱の保険料についておかしいとも思わなかった。

その後、200万円弱の保険料は、母親に都合してもらい、指定された日時にC社会保険事務所の窓口で納付したが、領収書も年金手帳に新たな記載もなく、社会保険事務所の業務というのはいい加減なものだと思った記憶がある。

また、婚姻届及び転入届は夫が行い、被扶養者該当届は、夫の勤務先に年金手帳を提出したのみで、婚姻に係る事務手続等は自身で行ってはいないので請求期間の保険料が未納とされていたことは、上述のとおり、平成19年5月まで全く知らなかった。

請求期間当時のC社会保険事務所の場所は、現在のC年金事務所とは違っているが、場所もエレベーターのない小さなビルであったことも覚えており、私がC社会保険事務所に2回赴き、2回目に保険料を納付したのは確かなので、

請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の戸籍及び住民票から、請求者は平成4年*月*日に婚姻し、同日にD市に住所を定めていることが確認でき、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は現在、基礎年金番号として平成9年1月1日に付番されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、請求者は、i) 夫の被扶養者に平成4年5月26日に認定され、当該認定事務処理は平成4年5月27日に行われていることが確認できること、ii) 平成4年7月9日に初めて、国民年金の第1号被保険者として資格を取得する事務処理が行われ、平成4年5月26日を第3号被保険者とする種別変更及び氏名変更（夫の姓）の事務処理が同日に行われていることが確認できること、iii) 平成2年6月から平成4年3月までの過年度保険料及び平成4年4月の現年度保険料を納付していること並びに当該国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者等の資格取得状況から、請求者の国民年金の加入手続は、平成4年6月頃に初めてD市で行われ、その際に、昭和58年10月21日（その後、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和59年2月1日へ訂正する事務処理が平成19年9月12日に行われている。）に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述のD市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であったことが推認できる。

これに対し、請求者は、平成3年12月頃に、C社会保険事務所（当時）に赴き、会社退職以降の国民年金未納保険料を納付した旨陳述しているところ、請求者の主張に沿って、請求期間の保険料を納付するためには、同社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出された後に請求期間に係るすべての過年度保険料及び現年度保険料の納付書が発行される必要があるが、請求期間当時、国民年金の加入手続及び現年度保険料の納付は住所地の市区町村で行うこととされており、保険料を徴収する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅するため、保険料を遡って一括で納付できる期間は、原則として、2年間までとなる。

また、日本年金機構は、請求期間当時、社会保険事務所では加入手続は行っていないことから、市町村役場の窓口で行うよう案内していた可能性が高く、また、過年度保険料については、2年の保険料徴収消滅時効を超えて納付書を発行することはできない上、現年度保険料の納付書については発行できたかどうか不明である旨回答している。

さらに、請求者が婚姻前に居住していたとしているB市は、請求期間当時、新庁舎建設にあたり、C社会保険事務所の近くに仮庁舎があり、仮庁舎で加入手続事務等行っていたかどうかの資料はないため確認はできないものの、仮庁

舎に移転する前は、B市役所で国民年金の加入手続事務等を行っていたため、仮庁舎でも行っていたと考えられるが、請求者の国民年金被保険者記録はない旨回答している上、D市も請求者に係る請求期間当時の資料は保管していない旨回答している。

このほか、夫は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況を確認できず、200万円弱の保険料を都合したとする母親は、保険料を都合したのは婚姻が決まった頃であり、請求期間当時の通帳等の保管はない旨陳述している上、保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。